

災害時の相互応援に関する協定書

災害時の相互応援に関する協定書

島根県（以下「県」という。）及び島根県内の市町村は、島根県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- （3）救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- （4）医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次の各号に定める事項を記載した文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号、第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げるものの職種別人員
- （4）応援の場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、前項の要請があったものとみなす。

3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。

4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない旨を要請した場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、島根県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

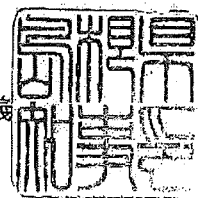
以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書60通を作成し、各自が記名・押印をして、各1通を所持する。

平成8年2月1日

島根県知事

澄田

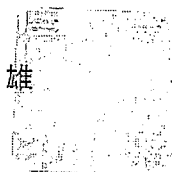
信義



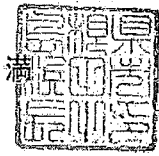
松江市長

宮岡

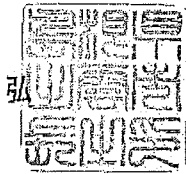
寿雄



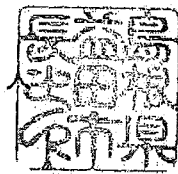
浜田市市長 大谷 久満



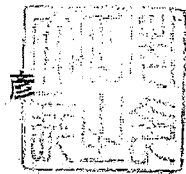
出雲市長 西尾 理弘



益田市長 渋谷 義



大田市長 熊谷 國彦



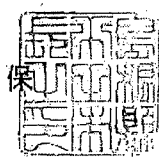
安来市長 加藤 節



江津市長 牛尾 一弘



平田市長 太田 満保



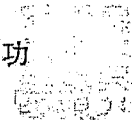
鹿島町長 山本 清澄



島根町長

角田

成功



美保関町長

作野

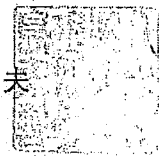
律雄



東出雲町長

岸本

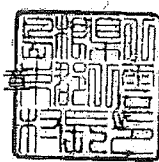
文夫



八雲村長

石倉

徳



玉湯町長

新宮

安



宍道町長

川島

光



八束町長

安部

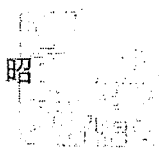
一正



広瀬町長

後藤

昭



伯太町長

池田

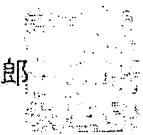
浩昭



仁多町長

岩田

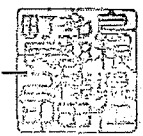
一郎



横田町長

高橋

隆



大東町長

晴木

光



加茂町長

速水

雄



木次町長

田中

豊

繁



三刀屋町長

山根

昊一郎



吉田村長

堀江

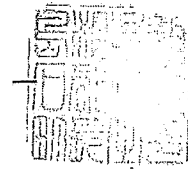
眞



掛合町長 落合良夫



頓原町長 景山



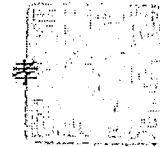
赤来町長 安部



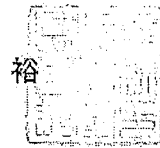
斐川町長 勝部敏雄



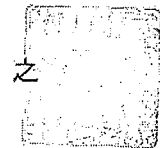
佐田町長 荒木



多伎町長 伊藤



湖陵町長 桑原壽之



大社町長 田中和彦



温泉津町長

宮原

史郎



仁摩町長

泉

道夫



川本町長

小田

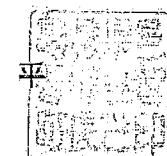
泰



邑智町長

林

興



大和村長

黒川

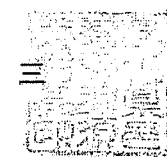
益之助



羽須美村長

三上

隆



瑞穂町長

洲濱

哲



石見町長職務代理者

石見町助役

柘植

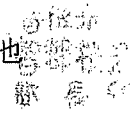
三



桜江町長

佐々木

節也



金城町長

安藤

美文



旭町長

岩谷

義夫



弥栄村長

村上

忠



三隅町長

清谷

祐



美都町長

佐々木

健



匹見町長

栗田

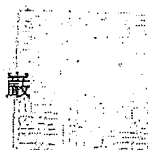
久



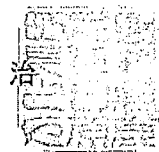
津和野町長

中島

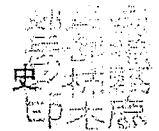
巖



日 原 町 長 木 村



柿 木 村 長 三 浦 秀



六 日 市 町 長 七 五 三 勝



西 郷 町 長 毛 利 道



布 施 村 長 山 川 文



五 箇 村 長 池 田 高



都 万 村 長 阿 部 圭



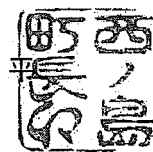
海 士 町 長 石 倉 郁



西ノ島町長

岡田

昌



知夫村長

家中

安



災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

奥出雲町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社出雲営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、「災害時における奥出雲町と中国電力(株)出雲営業所との連絡体制図」に基づき、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

（協力）

第2条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第3条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

（要員派遣）

第4条 大規模災害が発生した場合、甲から要請され乙が派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第5条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

また、連絡・協力体制の運用に関して双方の認識を確認するため、甲と乙の関係部署による打合せの場を年1回（原則として毎年5月）開催する。

(取扱いの変更)

第6条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第7条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第8条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成 23 年 / 10 月 2 日

甲 仁多郡奥出雲町三成 358-1

奥出雲町

町長 井上 勝博



乙 出雲市小山町 225 番地

中国電力株式会社 出雲営業所

所長 小寺 洋一



災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱

奥出雲町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社出雲営業所（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第7条の規定に基づき、取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第2条 甲と乙の相互連絡は専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。
電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期および連絡内容）

第4条 停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要の都度、連絡するものとする。

（連絡体制の解除）

第5条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

（その他）

第6条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成27年10月27日

甲 仁多郡奥出雲町三成358-1

奥出雲町

町長 井上 勝 博



乙 出雲市小山町225番地

中国電力株式会社 出雲営業所

所長 小寺 洋



災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

奥出雲町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社出雲営業所（以下「乙」という）は、奥出雲町における災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、「災害時における奥出雲町と中国電力株式会社出雲営業所との連絡体制図」に基づき、情報提供するものとする。

- （1）停電発生時刻
- （2）停電発生地域
- （3）停電発生戸数
- （4）停電復旧見込み
- （5）停電原因
- （6）停電復旧時刻

（連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に対応するため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとし、災害発生時における確実な連絡手段を確認しておく。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請に対して、適宜、協力するものとする。

- （1）広報車による住民への周知
- （2）防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- （3）公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- （4）避難所へ避難された住民への周知
- （5）住民からの問い合わせ対応
- （6）道路等の被災・復旧状況の情報提供
- （7）大規模災害時の他電力等からの応援派遣者等の受入可能施設の確認と確保

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携を取り、対応するものとする。

- （1）土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- （2）除雪対応状況提供
- （3）電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

(災害対応要員派遣)

第5条 大規模災害が発生した場合、甲から要請され乙が派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ災害対応要員の派遣を行うものとする。

派遣の災害規模は実施要領第5条を目安とする。

災害対応派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第6条 甲および乙は、対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

また、連絡・協力体制の運用に関して双方の認識を確認するため、甲と乙の関係部署による打合せの場を年1回(原則として毎年5月)開催する。

(取扱いの変更)

第7条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第8条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

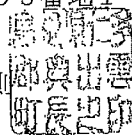
第9条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

2019年 9 月 25 日

甲 仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町

町長 勝田 康則



乙 出雲市小山町225番地

中国電力株式会社出雲営業所

所長 岸野 聡



災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要領

奥出雲町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社出雲営業所（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第8条の規定に基づき、取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第2条 甲と乙の相互連絡は専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。
電話不通時には携帯電話により連絡を取るものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期および連絡内容）

第4条 停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要のつど、連絡するものとする。

（災害対応要員の派遣）

第5条 甲が災害対策本部体制もしくは乙が非常体制に入った時点で、乙と甲は災害対応要員の派遣について確認を行い、乙は甲の受入が可能であれば、災害対応要員を派遣する。また、乙は甲に対し、災害対応要員および連絡窓口を予め通知する。

（連絡体制の解除）

第6条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

（その他）

第7条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

2019年 9月25日

甲 仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町

町長 勝田 康則



乙 出雲市小山町225番地

中国電力株式会社出雲営業所

所長 岸野 聡



2020年7月8日

奥出雲町長
勝田 康則 様

中国電力ネットワーク株式会社
出雲ネットワークセンター
所 長 今 田 剛 司



分社化に伴う奥出雲町と締結済みの確認書の承継(読替)について(お願い)

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は電力システム改革における送配電部門の法的分離(以下、分社化という)により、2020年4月1日から、送配電会社「中国電力ネットワーク株式会社」として事業を開始することとなりました。

これにより、奥出雲町と中国電力株式会社との間で締結しております「災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い」および「災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱」については、2020年4月1日に中国電力ネットワーク株式会社に承継されました。

つきましては、確認書記載の会社名について読替をお願いいたします。

また、あわせて、組織を変更しましたので、奥出雲町との連絡体制図についても変更を行いましたので、添付のとおりお知らせします。

ご不明な点等ございましたら、下記お問合せ先までご連絡ください。

今後とも、当社の事業運営につきまして、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

確認書記載の読替名称

読 替 前 の 名 称	読 替 後 の 名 称
中国電力株式会社 出雲営業所	中国電力ネットワーク株式会社 出雲ネットワークセンター

【お問い合わせ先】

〒693-8510

出雲市小山町225番地

中国電力ネットワーク株式会社 出雲ネットワークセンター

ネットワークサービス課 (担当者:熊野)

電話:0853-21-6135 FAX:0853-21-6116

E-mail: 387117@pnet.energia.co.jp

災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

奥出雲町（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社出雲ネットワークセンター（以下「乙」という）は、奥出雲町における災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適宜、「災害時における奥出雲町と中国電力ネットワーク株式会社出雲ネットワークセンターとの連絡体制図」に基づき、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

（連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとし、災害発生時における確実な連絡手段を確認しておく。

（協力）

第3条 甲は、停電に際し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (3) 公民館等への掲示板等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災・復旧状況の情報提供
- (7) 大規模災害時の他電力等からの応援派遣者等の受入可能施設の相談

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に対して、連携を取り、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

(災害対応要員派遣)

第5条 大規模災害が発生した場合、甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ災害対応要員の派遣を行うものとする。派遣の災害規模は実施要綱第5条を目安とする。

災害対応要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第6条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

また、連絡・協力体制の運用に関して双方の認識を確認するため、甲と乙の関係部署による打合わせの場を年1回(原則として毎年5月)開催する。

(事前伐採への取り組み)

第7条 甲および乙は、電力設備周辺の樹木等に関して、災害発生時の倒木による電力設備および道路等公共設備への被害を軽減するため事前伐採の協議を行う。

(取扱いの変更)

第8条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第9条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

2023年9月14日

甲 仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町

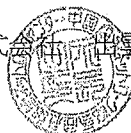
町長 糸原 保



乙 出雲市小山町225番地

中国電力ネットワーク株式会社 出雲ネットワークセンター

所長 柴田 研司



災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱

奥出雲町（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社出雲ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第9条の規定に基づき、取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第2条 甲と乙の相互連絡は専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。

電話不通時には携帯電話により連絡を取るものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期および連絡内容）

第4条 停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要の都度、連絡するものとする。

（災害対応要員の派遣）

第5条 甲が災害対策本部体制もしくは乙が非常体制に入った時点で、甲と乙は災害対応要員の派遣について確認を行い、乙は甲の受入が可能であれば、災害対応要員を派遣する。また、乙は甲に対し、災害対応要員および連絡窓口を予め通知する。

（連絡体制の解除）

第6条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

（その他）

第7条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

2023年9月14日

甲 仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町

町長 糸原 保



乙 出雲市小山町225番地

中国電力ネットワーク株式会社 出雲ネットワークセンター

所長 柴田 研司



風水害・地震災害・その他の災害
応急対策業務に関する協定書

奥 出 雲 町
奥出雲町建設業協会

風水害・地震災害・その他の災害応急対策事業に関する協定書

奥出雲町長（以下「甲」という。）と奥出雲町建設業協会会長（以下「乙」という。）は、風水害・地震災害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生する恐れがある場合及び災害が発生した場合の災害応急対策業務の実施に関して次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する町道・農林道・河川等の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て、公共土木施設のパトロール、障害物の撤去、通行規制措置、水質汚濁防止対策、及び応急工事（以下「応急対策業務」という。）を円滑に実施することにより住民の安全を確保することを目的とする。

（応急対策業務実施者）

第2条 乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、甲と協議のうえ、奥出雲町建設業協会に加入する建設業者（以下「施工業者」という。）の担当地域を仁多地域と横田地域に区分してあらかじめ定めるものとし、併せて各地域ごとに地域責任者を指定するものとする。ただし、災害の状況その他の理由によりやむを得ない事情が発生したときは、担当地域を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により、担当地域を決定もしくは変更したときは、「別記様式1」により甲に提出するものとする。

3 乙は、毎年度、災害時に対応可能な建設資機材等の数量を取りまとめ、「別記様式2」により甲に提出するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基準に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合において応急対策業務を実施する必要があると認めた時には、乙に対して出動を要請するものとする。

[要請の基準]

- ア 24時間雨量80mm以上、又は時間雨量20mm以上の降雨があった場合
- イ 震度4以上の地震が発生した場合
- ウ 大規模な水質汚濁事故が発生した場合
- エ その他甲が特に必要と認めた場合（局地的豪雨、暴風等）

- 2 前項の規定に基づく乙に対する出動要請は、第4条第1項の規定による公共土木施設のパトロール業務と第6条第1項の規定による公共土木施設の障害物の除去、通行規制措置、水質汚濁防止対策、及び応急工事（以下、「応急対策工事等」という。）とに区分するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けた場合は前条第1項に定める各地域の責任者に出動を指示し、各責任者は、施工業者を決定するとともに、その状況を乙に報告するものとし、乙は施工業者の決定状況を「別記様式3」により甲に提出するものとする。
- 4 甲は、休日、夜間等で乙と連絡が取れない場合等は、前条第1項に定める各地域の責任者又は施工業者に直接出動の要請を行うものとする。

（パトロールの要請等）

- 第4条 甲は、乙に対し前条第1項の規定に基づく出動要請において公共土木施設のパトロールの実施を要請しようとするときは、「別記様式4」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請した後、速やかに「別記様式4」により行うものとする。
- 2 施工業者は、前項の規定によるパトロールを実施したときは、速やかにその状況を「別記様式5」により甲に報告するものとする。
- なお、パトロールの実施により、危険防止のため緊急に応急対策の必要があると認められるときは、自主的に必要最小限の対策を講ずるものとする。

（自主的なパトロールの実施等）

- 第5条 施工業者は、第3条第1項に掲げる基準に該当する場合において、災害により電話等が途絶し甲との連絡が不可能なとき又は突発的な災害が発生し緊急な対応が必要と認められるときは、前条第1項の規定による甲の出動要請がない場合であっても、公共土木施設のパトロールを実施するものとし、前条第2項の規定を準用するものとする。
- 2 前項の規定によるパトロールは、道路及び人家、その他の公共施設の周辺で現に被災している公共土木施設を優先して行うものとする。

（応急対策工事等の要請等）

- 第6条 甲は、乙に対し第3条第1項の規定に基づく出動要請において公共土木施設の応急対策工事等の実施を要請しようとするときは、「別記様式6」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請した後、速やかに「別記様式6」により行うものとする。

なお、第4条第2項の規定（第5条第1項において準用する場合を含む。以下、同様とする。）に基づく報告に伴う対策は、「別記様式6」により施工業者に直接指示するものとする。

- 2 施工業者は、前項による応急対策工事等、及び第4条第2項の規定に基づく緊急応急対策の実施にあたっては、事前にポール等で被災数量等の状況が確認できるよう表示した写真を撮影するとともに、応急対策実施後、速やかに「別記様式6」により甲に報告するものとする。
- 3 施工業者は、一連の応急対策が終了したとき、前項に定める写真、応急対策実施後の写真及び必要に応じ平面図その他の必要書類を添付し、「別記様式7」により業務活動状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、前項による報告を受けたときは、その写しを乙に送付するものとする。

（経費の負担）

- 第7条 前条第1項の規定に基づく応急対策工事費等、及び第4条第2項の規定に基づく緊急応急対策の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。
- 2 経費は、前条第3項の規定による報告に基づき、島根県が定める「建設工事積算基準」及び「労務資材単価」により甲が算定するものとし、これに該当しないものについては、甲と施工業者が協議して定めるものとする。

（契約の締結）

- 第8条 施工業者が第6条第1項の規定に基づく応急対策工事等、及び第4条第2項の規定に基づく緊急応急対策を実施し、第6条第3項の規定に基づく報告をしたときは、甲と施工業者の間において速やかに契約を締結するものとする。
- 2 施工業者は、前項の規定による契約に基づき経費を請求するものとする。
 - 3 甲は、施工業者から適法な請求があったときは、請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

（損害の負担）

- 第9条 この規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

- 第10条 この協定に基づいて従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において、負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償

については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定は、平成25年3月31日をもって終了するものとする。
ただし、終了日前30日までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定はさらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

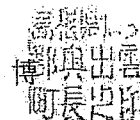
(適用)

第13条 この協定は、平成24年6月1日から適用する。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年5月31日

甲 奥出雲町長 井上 勝



乙 奥出雲町建設業協会会長 福間 久八



風水害・地震災害・その他の災害
応急対策業務に関する協定書

奥 出 雲 町

東亜道路工業株式会社島根営業所

風水害・地震災害・その他の災害応急対策業務に関する協定書

奥出雲町長（以下「甲」という。）と東亜道路工業株式会社島根営業所長（以下「乙」という。）は、風水害・地震災害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の災害応急対策業務の実施に関して次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する町道・農林道等の道路関連災害が発生した際、道路機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て、災害応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）を円滑に実施することにより住民の安全を確保することを目的とする。

（応急対策業務）

第2条 甲は、応急対策業務を実施するにあたり、初期対応として別途災害応急対策業務について協定を締結している奥出雲町建設業協会と連携して実施する応急対策業務（以下「一次対応」という。）について情報収集に努め、乙に対して適切な要請・指示を行うものとする。

2 乙は、前項に規定する一次対応と連携し、一次対応箇所における道路関連災害対応（以下「二次対応」という。）を行うものとする。

3 乙は、第1項の規定に基づく要請・指示が行われた場合、甲の持つ情報に基づき甲、乙協議の上、対応可能な資機材により応急対策業務にあたる。

4 乙が応急対策業務を実施する二次対応区域は奥出雲町全域とする。

5 乙は、毎年度、災害時に対応可能な建設資機材等の数量を取りまとめ、「別記様式1」により甲に提出するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次の各号に該当する場合において乙に対して出動を要請するものとする。

1) 一次対応後必要と認められた場合。

2) 一次対応時において、災害の状況により緊急に出動が必要と認められる場合。

2 甲は、前項の規定に基づく要請をするときは、「別記様式2」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請した後、速やかに「別記様式2」により行うものとする。

- 3 乙は、休日、夜間等で甲と連絡が取れない場合等に備え、緊急連絡者を定め「別記様式3」により提出するものとする。
- 4 乙は、災害の状況により甲に対し出動要請の確認を行うことができる。

(応急対策業務の報告)

- 第4条 乙は、前条第2項に基づく応急対策業務の実施に当たっては、事前にポール等で被災数量等の確認ができるように写真を撮影するとともに、応急対策業務実施後、速やかに「別記様式2」により報告するものとする。ただし、建設資材等の提供のみの場合は、写真撮影は省略できるものとする。
- 2 乙は、一連の応急対策業務が終了したときは、「別記様式4」により活動状況を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

- 第5条 第3条第2項の規定に基づく要請により実施した緊急応急対策に要した経費は、甲が負担するものとする。
- 2 経費は、前条第2項の規定による報告に基づき、島根県が定める「建設工事積算基準」及び「労務資材単価」により甲が算定するものとし、これに該当しないものについては、甲と乙が協議して定めるものとする。

(契約の締結)

- 第6条 乙が第3条第2項の規定に基づく緊急応急対策を実施し、第4条第2項の規定に基づく報告をしたときは、甲、乙において速やかに契約を締結するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による契約に基づき経費を請求するものとする。
 - 3 甲は、施工業者から適法な請求があったときは、請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

(損害の負担)

- 第7条 この規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

- 第8条 この協定に基づいて従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において、負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、平成25年3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定はさらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成24年6月1日から適用する。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年5月31日

甲 奥出雲町長
井上 勝



乙 東亜道路工業株式会社島根営業所長
品田 秀



災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と奥出雲町長(以下「乙」という。)は、奥出雲町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、奥出雲町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、奥出雲町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成 25 年 5 月 31 日

甲 国土交通省 中国地方整備局長

戸田 和孝

乙 奥出雲町 奥出雲町長

井上 勝博



災害時における応急生活物資供給など支援協力に関する協定

(趣旨)

第1条 本協定は、奥出雲町内において地震、風水害若しくはその他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、奥出雲町（以下「甲」という。）と生活協同組合しまね（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時の住民生活の早期安全を図るため、応急生活物資等の供給及び物資運搬の協力に関する基本的な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して輸送業務について協力を要請することができる。

(応急生活物資)

第3条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、別表を参考に被害の状況に応じて決定するものとする。

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、必要に応じて供給を行うものとする。

3 乙は、災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請手続)

第4条 甲の乙に対する協力要請手続は、災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

(連絡責任者)

第5条 連絡責任者は、甲にあつては奥出雲町災害対策本部とし、乙にあつては乙の緊急対策本部事務局担当とする。

2 甲及び乙は連絡体制に支障をきたさないよう、連絡先を毎年度当初に災害時における支援協力に関する基本協定連絡先報告書（別記第3号様式）及び別表（連絡系統図）により報告するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 第2条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための必要な措置をとるとともにその措置の状況を甲に報告するものとする。



(応急生活物資の運搬に係る車両の通行)

第7条 甲は、乙の応急生活物資運搬及び要員派遣に係る車両については、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲は、災害時の支援協力において、乙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び交通規制の情報等を提供する。

(輸送)

第9条 甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第10条 甲は、甲が指定した場所において、乙及び乙が会員である事業連合（コープCSネット・日本生協連）が輸送した応急生活物資の品目及び数量を確認のうえ、受け取るものとする。

(業務報告)

第11条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を災害時における応急生活物資の供給・輸送業務報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第12条 第2条第1項及び同条第2項の規定に基づき乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害が発生する直前に乙の組合員に供給していた物資の価格を参考に適正な価格を基準とし、災害復旧後において甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第13条 乙は、業務終了後、前項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けたのち、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

(従事者の損害補償)

第14条 第2条第2項に定める業務に従事した乙及び乙が加盟する事業連合（コープCSネット・日本生協連及びその委託先）の従業者等が死亡又はその他の事故が発生したときの補償については、その状況を踏まえ甲と乙が誠実に協議する。

(連絡員の派遣等)

第15条 甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地又は甲が設置する災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

(ボランティア活動等の支援)

第16条 甲は、災害時に乙が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援する。また、乙が行う平時の減災の取組み等啓発活動についても協力するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲又は乙から本協定の変更又は終了の申し出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以後同様とするものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年11月25日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1
奥出雲町

代表者 奥出雲町長

井上勝博



乙 島根県松江市西津田一丁目10-40
生活協同組合しまね

理事長

安井光夫



別表（第3条関係）

供給要請対象物資一覧

品 目	主な商品
食糧・食料品	主食品、水、飲料、加工食品、缶詰、調味料、弁当等
生活必需品	食器類、箸、やかん、鍋、ラップフィルム、タオル、石けん、ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、歯ブラシ、歯磨き剤、電池、ろうそく、マッチ、肌着、靴下、布団、毛布等
その他	組合員からの拠出品

第1号様式（第4条関係）

指令第 号
年 月 日

生活協同組合しまね 様

奥出雲町長

災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

「災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する基本協定」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

納入又は引き渡し又は品目・数量	食糧・食料品	品名	数量
	生活必需品	品名	数量
納入又は引渡日		納入・引渡し 年 月 日 時	
納入又は引渡場所		納入・引渡し (場所)	
そ の 他			

第2号様式（第11条関係）

指令第 号
年 月 日

奥出雲町長 様

生活協同組合しまね

災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

「災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する基本協定」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり報告します。

記

納入又は引き渡し又は品目・数量	食糧・食料品	品名	数量
	生活必需品	品名	数量
納入又は引渡日		納入・引渡し 年 月 日 時	
納入又は引渡場所		納入・引渡し (場所)	
そ の 他			

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する基本協定連絡先報告書

「災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する基本協定」に基づき、連絡先等について、下記のとおり報告します。

記

順位	担当者	電話	ファックス
1			
2			
3			

【連絡系統図】（第5条関係）

奥出雲町	
勤務日・勤務時間内	休日・夜間
総務部危機管理室 TEL : FAX: E-mail:	① ② ③
災害対策本部 ※本部を設置した場合 TEL : FAX: E-mail:	

※気象警報等が発表されているときは、危機管理室職員は必ず配置しています。



生活協同組合しまね	
勤務日・勤務時間内	休日・夜間
役職 : 氏名 TEL : FAX: E-mail:	役職 : 氏名 ① TEL : FAX: E-mail:
※休日・夜間について、①から③は連絡する順を表しています。 よって、①の方に連絡がつけば、②・③の方には連絡いたしません。	役職 : 氏名 ② TEL : FAX: E-mail:
	役職 : 氏名 ③ TEL : FAX: E-mail:

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1「情報管理責任者（変更）通知書」に定める様式をもって相互に通知することとする。また、情報管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議のうえ第2条及び第5条により設置するものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2「特設公衆電話定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第 11 条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所及び日時の連絡を行うこととする。

(覚書の締結)

第 12 条 第 2 条の 2 項及び第 5 条でいう特設公衆電話の設置場所・回線数については、別途覚書により取り交わすこととする。なお、設置場所・回線数を変更する場合は、同様に覚書により取り交わすこととする

(目的外利用の禁止)

第 13 条 甲は、第 7 条に規定する定期試験及び第 9 条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話設備の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協定の解除)

第 14 条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。

(1) 正当な理由によらないで本協定の全部若しくは一部を履行しないとき。

(2) 相手方の責に帰すべき理由により協定を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号のほか相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することができないと認められるとき。

(本協定書の有効期間)

第 15 条 本協定書の有効期間は、平成 26 年 2 月 6 日から平成 29 年 2 月末日までの 3 年間とする。

ただし、有効期間満了日の 3 ヶ月前までに、甲乙双方から書面による延伸の申し出があり、甲乙双方が合意した時は、有効期間満了の翌日から起算して 3 年間本協定書を更新することとし、以後同様とする。

(協議事項)

第 16 条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 26 年 2 月 6 日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成 358-1
奥出雲町長

井上勝博



乙 島根県松江市東朝日町 102
西日本電信電話株式会社 島根支店
支店長

杉島辰海



覚 書

奥出雲町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社島根支店（以下「乙」という。）とは、平成 26 年 2 月 6 日締結の「特設公衆電話の設置・利用に関する協定書」（以下「協定書」という。）第 12 条に基づき、特設公衆電話の設置場所及び回線数について、次のとおり覚書を締結する。

第 1 条 協定書第 2 条 2 項及び第 5 条で定める特設公衆電話の設置場所及び回線数は下記一覧のとおりとする。

	施 設 名	住 所	特設公衆電話 回線数
1	布勢公民館	島根県仁多郡奥出雲町馬馳 26 番地	1
2	三成中央公民館	島根県仁多郡奥出雲町三成 445 番地	1
3	亀嵩公民館	島根県仁多郡奥出雲町亀嵩 2215 番地 1	1
4	阿井コミュニティセンター	島根県仁多郡奥出雲町下阿井 355 番地 1	1
5	三沢公民館	島根県仁多郡奥出雲町三沢 383 番地	1
6	鳥上公民館	島根県仁多郡奥出雲町大呂 1182 番地 2	1
7	横田公民館	島根県仁多郡奥出雲町横田 1037 番地	1
8	八川公民館	島根県仁多郡奥出雲町下横田 456 番地 1	1
9	馬木公民館	島根県仁多郡奥出雲町大馬木 1968 番地 2	1

第 2 条 本覚書の有効期限は、協定書第 15 条に定める有効期限と同様とする。

第 3 条 本覚書に定めのない事項は協定書の定めによるものとし、本覚書並びに協定書に定めのない事項は、その都度、甲乙協議して定めることとする。

この覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 26 年 2 月 6 日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成 378 番地
奥出雲町長 井上 勝博 印

乙 島根県松江市東朝日町 102
西日本電信電話株式会社 島根支店
支店長 杉島 辰海 印

災害時等における緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書

奥 出 雲 町

一般社団法人 島根県ＬＰガス協会

島根県ＬＰガス協会雲南支部

災害時等における緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）、一般社団法人島根県ＬＰガス協会（以下「乙」という。）及び島根県ＬＰガス協会雲南支部（以下「丙」という。）とは、町内において地震、暴風、洪水等、自然現象による災害及びその他の重大な事故又は災害（以下「災害」という。）が発生した場合の、緊急用ＬＰガスの調達について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時における緊急用ＬＰガスの調達について、甲の要請に対する乙及び丙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急用ＬＰガスの範囲等）

第２条 この協定において緊急用ＬＰガスとは、ＬＰガスのほかに容器、燃焼器具その他のＬＰガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。

２ 前項の燃焼器具その他のＬＰガスを燃料として使用するために必要な器具は、次に掲げるものをいう。

（１）調整器、ゴムホース等

（２）二重巻きコンロ、三重巻きコンロ、炊飯器（二升炊き以上）

３ ＬＰガス用容器及び前項に定める関連器具は、原則として販売事業者が保有するものを貸与する。

４ その他甲が指定する物資については、具体的な調達要請があった都度協議の上調達の可否を決定するものとする。

（要請）

第３条 甲は、町内において災害が発生した場合、丙に対して緊急用ＬＰガスの供給を要請することができるものとする。

２ 前項の要請は、原則として緊急用ＬＰガス供給要請書（様式第１号、以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく丙の措置）

第４条 丙は、前条第１項の要請を受けたときは、その要請内容について速やかに措置するとともに、その措置内容を緊急用ＬＰガス等提供リスト（様式第２号）により甲及び乙に報告するものとする。

(搬送及び引渡し)

第5条 丙は、緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスの搬送は、原則として丙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

3 前項の引渡しの確認は（様式第2号）により行うものとする。

(搬送経費の負担)

第6条 前条に定める搬送に係る経費負担は次に定めるところによる。

(1) 搬送に係る経費は、原則として販売業者が負担するものとする。

(2) 搬送に伴う事故等の発生に係る経費は、搬送を行う販売業者が負担するものとする。

(価格)

第7条 丙は、災害が発生する直前の適正な価格で緊急用LPガスを供給するものとする。

(代金の支払)

第8条 丙が供給した緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と丙の協議によるものとする。この場合において、代金の支払いについては甲が責任を持って対処するものとする。

(現有数量の把握)

第9条 乙及び丙は、災害時において供給可能な緊急用LPガスの数量を把握しておくものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙丙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年6月4日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲、乙又は丙から申出のないときは、この協定は、有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年6月4日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1
島根県仁多郡奥出雲町
奥出雲町長職務代理者
奥出雲町副町長 勝田 康則



乙 島根県松江市母衣町55番地4
一般社団法人 島根県LPガス協会
会 長 森山 健一



丙 島根県雲南市木次町新市377番地
島根県LPガス協会雲南支部
支部長 井谷 憲治



(様式第2号)

緊急用LPガス等提供リスト

品 名	メーカー	型式・型番	数 量	備 考

記の物品を提供します。

年 月 日

【提供者】

所在地

事業者名

代表者氏名

印

記の物品を確認しました。

【確認者】

所 属

氏 名

【立会人】

氏 名

複写3部（町、支部、協会）

(様式第 1 号)

緊急用 L P ガス供給要請書

年 月 日

島根県 L P ガス協会雲南支部長 様

奥出雲町長

緊急用 L P ガスの調達に関する協定書第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり L P ガスの供給を要請します。

記

物品の名称	数量	納入先	引渡場所	日 時	受取者

災害時等における緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書細則（案）

この細則は、奥出雲町（以下「甲」という。）、一般社団法人島根県ＬＰガス協会（以下「乙」という。）及び島根県ＬＰガス協会雲南支部（以下「丙」という。）が締結した、災害時等における緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書（以下「協定」という。）に基づき、必要な事項について定める。

（あっせんの対象）

第１条 緊急用ＬＰガスのあっせんは、学校、集会所等の避難所で使用されるものとし、一般家庭と同様な設備を用いる仮設住宅等は除くものとする。

（要請）

第２条 協定第３条第１項で定める町内において発生した災害等に係る要請は、次に定めるところによる。

- （１）甲からあっせんを求められたときは、甲から丙に対して要請を行う。
- （２）要請を受けた丙は、避難所の所在する販売業者に対応を依頼する。
- （３）乙及び丙は当該販売業者で対応できないと認めたときは、支部管内の他の販売業者又は近隣の協会支部に対応を依頼する。
- （４）緊急用ＬＰガスの供給は、原則として、その避難所に既存の設備を使用してＬＰガスの供給を行っている販売業者が行う。ただし、燃焼器具については、乙及び丙で調整の上対応する。
- （５）前号に定める販売業者で、対応できない場合又はＬＰガスの供給が行われていない避難所へ供給する場合は、乙及び丙で調整の上対応する。
- （６）原則として、避難所の既存の供給・消費設備を使用する場合は、協定の対象外とする。

（価格）

第３条 協定第７条に定める緊急用ＬＰガスの価格は、甲と丙が協議の上決定することとし、原則として町内統一価格とする。

- ２ 協定第２条で定める調達物資は貸与とし、原則として無償とする。
- ３ その他町が指定する調達物資については、その都度甲と丙が協議の上決定する。

（代金の支払い）

第４条 緊急用ＬＰガスの代金の請求は、原則として１ヶ月以内の供給であれば供給終了後に、使用料に応じた販売業者からの請求により、丙から請求を行う。

- ２ １ヶ月を超える長期にわたる供給の場合は、甲と丙が協議の上、支払方法等を決定す

る。

その他の調達物資について支払いが生じたときは、その都度甲と丙が協議して決定する。

（現有数量の把握）

5条 協定第9条に定める供給可能な緊急用LPガスの数量把握は、次に定めるところによる。

- 1) 調達可能物資の数量把握は原則1年毎に行う。
- 2) 数量把握を行う調達物資は、二重巻きコンロ、三重巻きコンロ、炊飯器（二升炊き以上）とする。

（その他）

6条 緊急用LPガスの供給に当たっては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）に定める次の事項を遵守し保安の確保に努めるものとする。

- 1) 法第14条に定める書面の交付
- 2) 法第16条第2項に定める販売方法の基準
- 3) 法第27条第1項各号に定める保安業務を行う義務
- 4) 法第35条の5に定める消費設備の技術上の基準
- 5) 高圧ガス保安法第23条第1項、第2項に定める移動の技術上の基準

附 則 この細則は平成26年6月4日から施行する。



災害発生時における奥出雲町と奥出雲町内の郵便局の協力に関する協定

島根県奥出雲町(以下「甲」という)と日本郵便株式会社奥出雲町内の郵便局及び松江中央郵便局(以下「乙」という)は、奥出雲町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、奥出雲町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

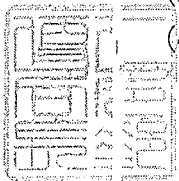
(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。



(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては奥出雲町総務課長、乙にあつては仁多郵便局長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、当該有効満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

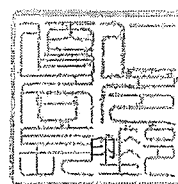
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 7月 28日

甲 仁多郡奥出雲町三成 358-1 番地
仁多郡奥出雲町
奥出雲町長 勝田 康郎



乙 奥出雲町内の郵便局
代表者
仁多郡奥出雲町三成 407-4 番地
日本郵便株式会社 仁多郵便局
局長 恩田 博



松江市東朝日町 138 番地
日本郵便株式会社 松江中央郵便局
局長 米今 隆祉



地域における協力に関する協定

島根県奥出雲町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社奥出雲町内の郵便局及び松江中央郵便局（以下「乙」という。）とは、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 協力内容は次の各号のとおりとし、いずれも業務に支障のない範囲で行うものとする。

乙は、奥出雲町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供する。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

(1) 高齢者、障がい者、子ども等その他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合

(2) 道路の異状を発見した場合

(3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を関係機関を除く第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

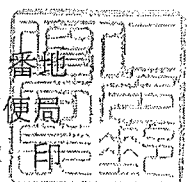
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 7月 28日

甲 仁多郡奥出雲町三成 358-1 番地
仁多郡奥出雲町
奥出雲町長 勝田 康則



乙 奥出雲町内郵便局代表
仁多郡奥出雲町三成 407-4 番地
日本郵便株式会社 仁多郵便局
局長 恩田 博



松江市東朝日町 138 番地
日本郵便株式会社 松江中央郵便局
局長 米今 隆社



島根県消防広域相互応援協定書

島根県消防広域相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、島根県内の市町村及び消防にかかる一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）相互の協力体制を確立し、もって災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

2 島根県は、前項の目的を達するため、消防組織法第42条に基づき市町村等とともに非常事態の際の適切な協力関係を構築するものとする。

(代表消防機関及び代表消防機関代行)

第2条 この協定において、「代表消防機関」とは、都道府県ごとに消防機関の推薦に基づき消防庁長官が定める当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う消防機関をいう。

また、「代表消防機関代行」とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。

(協定の実施区域)

第3条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町村等の全域とする。

(協定の対象とする災害)

第4条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるもののうち、消防に関して応援活動を必要とするものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、危険物火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助等事故
- (4) その他前各号に掲げる災害に準じるもの

(各機関の役割)

第5条 島根県は、代表消防機関及び代表消防機関代行と密接な連携を図るとともに、消防組織法第43条に基づき、災害による被害が複数の市町村にまたがり、又はその市町村の消防力のみでは対処できないような事態において、効率的な災害の防御措置がとられず、あるいは不十分であるため、事態を放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐため有効な措置を緊急にとる必要があるときは、市町村長等に対して、消防応援活動に必要な各種調整及び支援等のため必要な指示を行うことができる。

- 2 代表消防機関及び代表消防機関代行は、消防機関の統括、後方支援活動を行うとともに、島根県と密接な連絡調整を図るものとする。

(応援の要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生した地域の消防を管理する市町村等の長（以下「受援団体の長」という。）から災害の種別、発生場所、応援隊の編成、その他必要事項を明確にして、応援を行う消防を管理する市町村等の長（以下「応援団体の長」という。）に対し、電話その他の方法により行うものとする。

- 2 受援団体の長は、島根県並びに代表消防機関に要請を行った旨を通知する。ただし、代表消防機関の管轄区域が被災している場合は代表消防機関代行にも前項の通知をするものとする。
- 3 災害の規模等により複数の応援団体の長に応援要請を行う必要があると受援団体の長が判断した場合は、代表消防機関又は代表消防機関代行を通じ要請を行うものとする。
- 4 代表消防機関又は代表消防機関代行は、前項に規定する場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、受援団体の長からの要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たずに、必要とされる応援団体の長に応援の要請を行うことができる。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援団体の長は、当該管轄区域内の消防活動に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援団体の長は、応援隊を派遣したときは、出発日時など必要事項を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援団体の長に通知するものとする。

(応援隊の指揮等)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援団体の消防長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

- 2 代表消防機関又は代表消防機関代行の応援隊は、必要に応じて受援団体の消防長が行う指揮の支援を行うものとする。

(報告)

第9条 応援団体の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに受援団体の長に報告するものとする。

- 2 受援団体の長は、災害の概要を災害活動終了後速やかに応援団体の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側が負担する経費

- ア 公務上の災害補償費〔地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づくもの〕
- イ 旅費及び出動手当等
- ウ 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)及び修理費
- エ 被服の損料費
- オ 交通事故における損害補償費等

(2) 受援側が負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものに限る。)
- イ 化学消火薬剤等の資材費
- ウ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等
- エ 消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金(応援団体の条例を適用して算出した額)
- オ 食料の支給を必要とした場合はその経費

(3) 前各号以外の経費については、協定団体が協議して決定する。

(実施細目)

第11条 この協定の実施について必要な事項は、協定区域を所管する消防長が協議して別途定めるものとする。

(疑義等の解決)

第12条 この協定の実施に疑義が生じた場合は、協定団体の長が協議して定めるものとする。

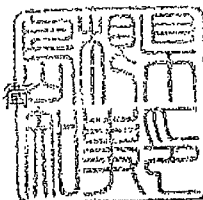
附 則

- 1 この協定は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、協定団体の長が記名押印のうえ各自1通を保管する。
- 3 この協定の施行と同時に、島根県下市町村間で締結した「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書」及び「島根県内消防本部の救急業務に関する相互応援協定書」は廃止する。

平成30年8月1日

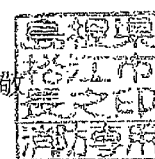
鳥根県知事

溝口 善兵衛



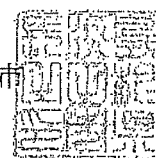
松江市長

松浦 正敬



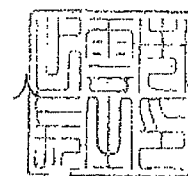
浜田市長

久保田 章市



出雲市長

長岡 秀人



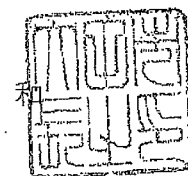
益田市長

山本 浩



大田市長

楫野 弘和



11111111

11111111

11111111

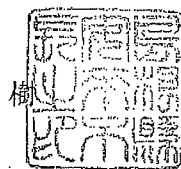
11111111

11111111

安 米 市 長

近 藤

宏



江 津 市 長

山 下

修



雲 南 市 長

速 水

雄



奥 出 雲 町 長

勝 田

康



飯 南 町 長

山 碕

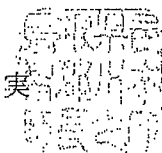
英



川 本 町 長

三 宅

実



美 郷 町 長

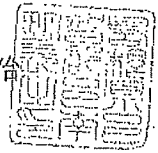
景 山

良



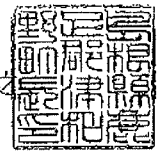
邑南町長

石橋 良治



津和野町長

下森 博之



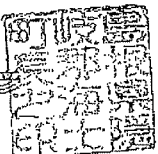
吉賀町長

岩本 一巳



海士町長

大江 和彦



西ノ島町長

升 谷



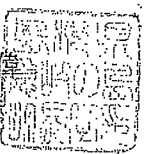
知夫村長

平木 伴佳



隠岐の島町長

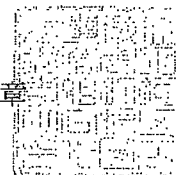
池田 高世



益田地区広域市町村圏
事務組合代表理事

山 本

浩 章



江津邑智消防組合
管 理 者

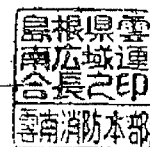
山 下



雲南広域連合
広域連合長

速 水

雄



隠岐広域連合
広域連合長

池 田

高 世



災害時における福祉避難所の設置 運営に関する協定書

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

奥出雲町長（以下「甲」という。）と社会福祉法人仁多福祉会理事長（以下「乙」という。）とは、災害が発生し災害時要援護者の避難が必要となった場合における福祉避難所の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奥出雲町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請すること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において前条の対象者の存在を把握した場合は、福祉避難所の開設を決定し、乙に対し当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（福祉避難所の指定）

第4条 甲は、乙が運営する別表の施設を福祉避難所として指定する。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 日常生活動作の状況
- (4) 狭小服薬と医療についての情報

（福祉避難所における経費負担）

第6条 福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき乙が対象者の受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族または地域支援者が行うものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、日常生活用品や食料品等、福祉避難所の運営に必要な物資の調達を行う。ただし、甲の供給体制が確立するまでの期間においては、乙が保有するこれら物資の提供について、甲は乙に協力を要請することができる。

(介護支援者の確保)

第9条 甲は、災害時の福祉避難所に必要な介護等の専門職の資格を有する者をはじめ、
とした介護支援者の確保に努めるものとする。

(損害の負担)

第10条 福祉避難所の開設及び運営により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定め
るものとする。

(平常時からの連携)

第11条 甲は、必要に応じ、乙に対し受け入れを要請する対象者の情報を提供すると
ともに、連絡体制等について確認し合い、日頃から相互の連携を密にするものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た災害時要援護者
またはその家族等に係る固有の情報を漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第13条 この協定は、締結の日の属する年度の3月末日をもって満了とする。ただし、
期間満了の30日前までに甲又は乙のいずれからも協定を延長しない旨の申出を行わ
ない場合には、更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、乙協
議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を
保有するものとする。

令和 2年 4月 1日

甲 奥出雲町三成358番地1

奥出雲町長 勝田康典
乙 奥出雲町三成226
社会福祉法人 仁多福祉会
理事長 藤原直人

(別表)

福祉避難所協定締結施設（事業所）

所 在 地	施設名（事業所名）
奥出雲町三成 2 2 8 - 3	奥出雲介護老人保健施設
奥出雲町上阿井 4 2 4 - 1	奥出雲特別養護老人ホームあいサンホーム
奥出雲町亀嵩 1 4 0 1 - 3	養護老人ホーム玉峰苑
奥出雲町三成 2 2 1	仁多デイサービスセンター
奥出雲町三成 2 0 8 - 2	就労継続支援 B 型事業所けやきの郷
奥出雲町馬馳 1 3 2 4 - 8	布勢幼稚園
奥出雲町三成 6 9 0 - 1	三成幼稚園
奥出雲町亀嵩 2 2 0 4 - 2	亀嵩幼稚園
奥出雲町上阿井 2 0 5	阿井幼稚園
奥出雲町三沢 3 8 4 - 1	三沢幼稚園
奥出雲町大呂 1 1 5 4 - 1	鳥上幼稚園
奥出雲町横田 1 1 2 5	横田幼稚園
奥出雲町下横田 5 0 9 - 1	八川幼稚園
奥出雲町大馬木 1 8 5 8 - 2	馬木幼稚園

災害時における福祉避難所の設置
運営に関する協定書の一部変更に
係る協定書

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の一部変更に係る協定書

奥出雲町長（以下「甲」という。）と社会福祉法人仁多福社会理事長（以下「乙」という。）とは、甲と乙とが令和2年4月1日締結した災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（別表の変更）

第1条 原協定書別表を別紙のとおり改める。

（協定書の効力）

第2条 この協定書は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

（協議）

第3条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

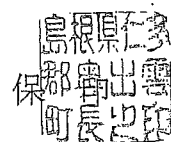
令和7年3月31日

甲

所在地 奥出雲町三成358番地1

名称 奥出雲町

代表者 奥出雲町長 糸原

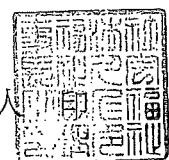


乙

所在地 奥出雲町三成226

名称 社会福祉法人 仁多福社会

代表者 理事長 友塚 義人



(別表)

福祉避難所協定締結施設（事業所）

所在地	施設名（事業所名）
奥出雲町上阿井424-1	奥出雲特別養護老人ホームあいサンホーム
奥出雲町亀嵩1401-3	養護老人ホーム玉峰苑

仁孝
禮義
忠信
廉恥

仁孝
禮義
忠信
廉恥

災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）と株式会社エフエム山陰（以下「乙」という。）、株式会社山陰放送（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に乙と丙が協力し、災害から住民の命と生活を守るための放送枠を確保し、島根県及び鳥取県（以下「両県」という）及び当該自治体からの情報をもとに災害情報の発信を行うとともに、恒常的に防災啓発に関する番組放送などに共同で取り組み、ラジオ放送の社会的役割を強化することによる災害情報ネットワークの構築を甲と連携して進めていくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、それぞれ次に掲げる事項について協力する。

1. 「災害防災情報発信協議会」の設置

- （1）両県及び両県内自治体並びに甲、乙及び丙の代表者などで災害防災情報発信協議会（以下「協議会」という）を組織し、乙と丙がそれぞれ協議会事務局を務める。
- （2）協議会には、実務組織として「運営委員会」を置き、災害時の対応マニュアルや広報・啓発番組について検討する。

2. 災害時の情報収集・提供ならびに放送の実施

- （1）乙及び丙は、両県から提供される情報を基本とした災害時の緊急放送内に、災害が発生した自治体及びその周辺の自治体などから独自に得た情報や自治体からの要請を受けた情報を速やかに放送する。
- （2）甲は、乙及び丙に対して情報を提供する。
- （3）乙及び丙に災害専用デスクを設けて情報を一元的に収集、管理、放送する。

3. 定期的な広報番組の放送と緊急放送訓練の実施

- （1）防災に関する広報番組を乙と丙が共同制作し放送する。
- （2）甲、乙及び丙による災害を想定した情報伝達訓練と放送までの訓練を実施する。

4. 前項各号に伴う必要事項

- （1）甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行い、前項に記載されていない事項について、別途取り決めるものとする。
- （2）甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。当該連絡責任者を変更した場合も同様とする。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙及び丙から申し出がない場合は、1年間、本協定を更新するものとし、以降も同様とする。前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、本協定の有効期間中であっても、いずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の30日前までに書面をもって他の二者に通知することにより本協定を解除できるものとする。

(協定の見直し)

第4条 甲、乙及び丙は、いずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、決定するものとする。

(疑義の解決)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2020年2月1日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町長 勝田 康則



乙 島根県松江市殿町383

株式会社 エフエム山陰

代表取締役社長 瀬崎 輝幸



丙 鳥取県米子市西福原1-1-71

株式会社 山陰放送

代表取締役社長 坂口 吉平



災害救助物資の調達に関する協定書

奥出雲町

株式会社ジュンテンドー

災害救助物資の調達に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、奥出雲町内での地震等の大規模災害発生に際し、奥出雲町災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 「災害時における供給可能な物資の範囲（別表）」に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

- 2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（担当者名簿の作成）

第6条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

- 2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。
ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

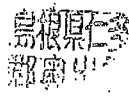
この協定の証としてこの本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 2年 4月 1日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町

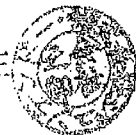
奥出雲町長 勝田 康則



乙 島根県益田市下本郷町206番地5

株式会社ジュンテンドー

代表取締役社長 飯塚 正



島根県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、島根県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という）が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

（1）災害が隣接する市町村等に拡大し、または影響をあたえるおそれのある場合

（2）発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合

（3）その他救急搬送等防災ヘリによる活動がもっとも有効な場合

2 応援要請の手続きは、島根県防災部消防総務課防災航空管理所（以下「管理所」という。）に、電話等により、次に事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害の種別

（2）災害の発生場所及び被害の状況

（3）災害発生現場の気象状況

（4）飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

（5）応援に要する資器材の品目及び数量

（6）その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象条件を確認の上、派遣するものとする。

2 前項の規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

(防災航空隊を派遣した場合の連携)

第6条 前条第1項の規定により派遣した場合において、防災航空隊は、発災市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する経費は、島根県の負担とする。
ただし、特別の事情があるときは県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

2 前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は令和2年10月1日から適用する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、協定団体の長が記名押印の上、各自1通を所持する。
- 3 この協定の施行と同時に、島根県内市町村間で締結した「島根県防災ヘリコプター応援協定」(平成6年3月28日)は廃止する。

令和2年10月1日

島根県知事

丸山 達也



松江市長

松浦 正敬



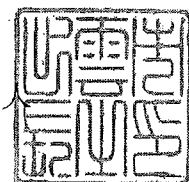
浜田市長

久保田 章市



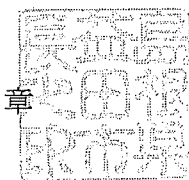
出雲市長

長岡 秀



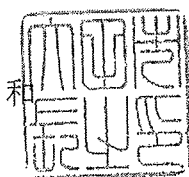
益田市長

山本 浩章



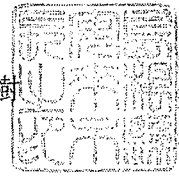
大田市長

楫野 弘和



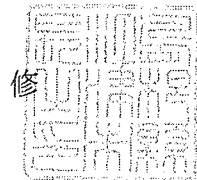
安来市長

近藤 宏樹



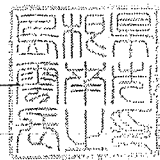
江津市長

山下 修



雲南市長

速水 雄一



奥出雲町長

勝田 康則



飯南町長

山崎 英樹



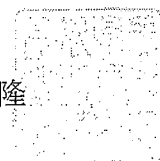
川本町長

野坂 一弥



美郷町長

嘉戸 隆



長町南邑

良治 石橋



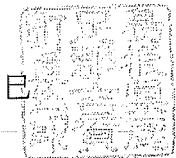
長町野和津

博之 下森



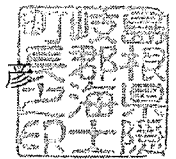
長町賀吉

一巳 岩本



長町士海

和彦 大江



長町ノ島西

健 升谷



長村夫知

伴 平木



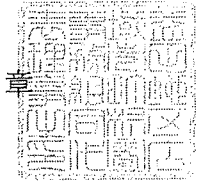
長町島の岐隱

偉 池田 高世



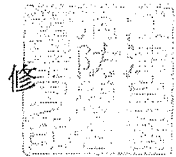
益田地区広域市町村圏
事務組合代表理事

山本 浩



江津邑智消防組合
管理者

山下



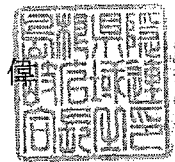
雲南広域連合
広域連合長

速水 雄一



隠岐広域連合
広域連合長

池田 高世



災害に係る情報発信等に関する協定

奥出雲町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、奥出雲町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、奥出雲町が奥出雲町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ奥出雲町の行政機能の低下を軽減させるため、奥出雲町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、奥出雲町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、奥出雲町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、奥出雲町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 奥出雲町が、奥出雲町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 奥出雲町が、奥出雲町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 奥出雲町が、災害発生時の奥出雲町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 奥出雲町が、奥出雲町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 奥出雲町が、奥出雲町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 奥出雲町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、奥出雲町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく奥出雲町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるも

のとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、奥出雲町から提供を受ける情報について、奥出雲町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、奥出雲町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、奥出雲町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、奥出雲町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 3年 2月 18日

奥出雲町：島根県仁多郡奥出雲町三成 358 番地 1

奥出雲町

奥出雲町長 勝 田 康 則



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎



災害時における電動車両等の支援に関する協定書



奥出雲町

西日本三菱自動車販売株式会社

三菱自動車工業株式会社

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）、西日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、奥出雲町内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（行政区内から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、貸与者が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やか口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、乙丙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意險に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第 11 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、奥出雲町内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第 14 条第 3 項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第 12 条 甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式 3 号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 2 月 28 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

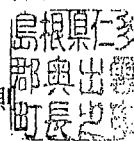
この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 2 月 1 日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成 358 番地 1

奥出雲町

町長 勝田 康則



乙 大阪府大阪市淀川区新高一丁目 4 番 10 号

西日本三菱自動車販売株式会社

取締役社長 五十嵐 京矢



丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号

三菱自動車工業株式会社

代表執行役社長兼最高経営責任者 加藤 隆雄



災害時における福祉避難所の設置 運営に関する協定書

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

奥出雲町長（以下「甲」という。）と社会福祉法人よこた福社会理事長（以下「乙」という。）とは、災害が発生し災害時要援護者の避難が必要となった場合における福祉避難所の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奥出雲町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請すること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において前条の対象者の存在を把握した場合は、福祉避難所の開設を決定し、乙に対し当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（福祉避難所の指定）

第4条 甲は、乙が運営する別表の施設を福祉避難所として指定する。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（福祉避難所における経費負担）

第6条 福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき乙が対象者の受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族または地域支援者が行うものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、日常生活用品や食料品等、福祉避難所の運営に必要な物資の調達を行う。ただし、甲の供給体制が確立するまでの期間においては、乙が保有するこれら物資の提供について、甲は乙に協力を要請することができる。

（介護支援者の確保）

第9条 甲は、災害時の福祉避難所に必要な介護等の専門職の資格を有する者をはじめとした介護支援者の確保に努めるものとする。

(損害の負担)

第10条 福祉避難所の開設及び運営により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(平常時からの連携)

第11条 甲は、必要に応じ、乙に対し受け入れを要請する対象者の情報を提供するとともに、連絡体制等について確認し合い、日頃から相互の連携を密にするものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た災害時要援護者またはその家族等に係る固有の情報を漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第13条 この協定は、締結の日の属する年度の3月末日をもって満了とする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙のいずれからも協定を延長しない旨の申出を行わない場合には、更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年3月8日

甲 奥出雲町三成358番地1

奥出雲町長 勝田康則



乙 奥出雲町稲原57番地1
社会福祉法人よこた福祉会

理事長 山内博文



(別表)

福祉避難所協定締結施設（事業所）

所 在 地	施設名（事業所名）
島根県仁多郡奥出雲町稲原 5 7 番地 1	特別養護老人ホーム むらくも苑
島根県仁多郡奥出雲町稲原 5 7 番地 1	デイサービスセンターにここにこ

災害時における施設使用等の協力に 関する協定書



災害時における施設使用等の協力に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）、石田食品 石田信雄（以下「乙」という。）とは、災害時における施設使用等の協力に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奥出雲町に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生のおそれが生じる場合（以下「災害時等」という。）に、甲が町民等の安全確保、応急対策等の災害対策を実施する際に要請する、乙の所有する施設の使用等の協力に関して定める事を目的とする。

（協力要請内容）

第2条 前条の規定により甲が乙に協力要請する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲の指定する指定避難所への避難が災害状況等により困難な場合、住民等の安全確保のため、乙の駐車場を一時避難場所として利用することを協力要請することができる
- (2) 甲は、災害時等において避難者への炊き出しが必要な場合には、乙に協力要請することができる

（要請の方法）

第3条 甲は、乙に対して前条の協力要請するときは、原則として文書により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。

（施設の使用等）

第5条 甲は、災害時等において乙の所有施設を使用する場合は、乙の準備が整った段階において、乙の指定する施設を使用することができる。

2 前項の規定により乙が指定する施設は、次の通りとする。

(1) 施設名 石田食品

(2) 所在地 島根県仁多郡奥出雲町稲原32番地1及び同所32番地5

(施設の管理及び費用負担)

第6条 災害時等において使用する乙の所有施設の管理は、甲の責任において行うものとする。なお、管理運営に関する費用が発生した場合は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

2 乙は、協力要請があった場合には、施設管理運営等について、甲に協力するものとする。

(使用期間)

第7条 甲が、乙の所有施設を使用する期間は、災害発生日から5日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合、甲は乙の承諾を得たうえで、必要最低限の期間を延長することができる。

2 甲は、乙の所有施設の使用について早期に終了するよう努めるものとする。

(使用の終了)

第8条 甲は、乙所有施設の使用を終了する際、文書で通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了日の30日前までに甲、乙から申し出がない場合は、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 4年 3月18日

甲 住 所 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

代表者 奥出雲町長 勝田康典



乙 住 所 島根県仁多郡奥出雲町稻原32番地6

代表者 石田食品 石田信雄



災害時等における無人航空機を活用した支援活動に関する協定

島根県奥出雲町

島根県奥出雲町ドローン協会

災害時等における無人航空機を活用した支援活動に関する協定

奥出雲町（以下「甲」という。）と奥出雲町ドローン協会（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機による支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奥出雲町内において自然災害や大規模事故等の他、町民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による支援活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援活動の内容）

第2条 支援活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 情報収集の支援
- (2) 被災者の捜索、救助等の支援
- (3) 災害地図作成等の支援
- (4) 行方不明者の捜索
- (5) その他甲が必要と認める業務の支援

（支援活動の要請手続）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し支援を要請し、乙は、可能な範囲で支援要請に応じるものとする。

2 甲の前項の要請は、支援活動要請書（様式第1号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、前項の要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、支援の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（支援活動の現場協議）

第4条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、支援活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、その要請を受けて支援活動する乙の構成員に対し、当該活動の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

(活動報告等)

第6条 乙は、災害時等における支援活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した内容等を甲に報告するものとする。

2 災害時等における乙の支援活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

(著作権の譲渡)

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

(費用の負担)

第8条 乙がこの協定に基づき、甲からの支援活動に要した経費は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(支援業務の責任負担)

第9条 支援業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の責任において誠実に処理しなければならない。

(平常時の準備)

第10条 乙が支援活動を円滑に行うための平常時行う準備の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は連絡責任者等名簿（様式第2号）を、変更がある場合甲へ提出すること。
- (2) 乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。
- (3) 災害時等に使用する無人航空機の準備及び習熟に努めること。

(訓練の参加)

第11条 乙は、この協定による支援活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練に必要に応じて参加するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲乙両者は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった後も、同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間を更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和 5年 2月27日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町

奥出雲町長 糸 原 保

乙 島根県仁多郡奥出雲町中村1360番地

島根県奥出雲町ドローン協会

会 長 伊 藤 收

様式第 1 号（第 3 条関係）

支援活動要請書

年 月 日

様

災害時等における無人航空機による支援に関する協定第 3 条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1. 活動日時

年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

2. 活動場所

3. 活動内容

4. 要請理由

5. その他事項

連絡先 奥出雲町総務課防災管財G

0854-54-2505

様式第2号（第10条）関係

連絡責任者等名簿

年 月 日 現在

項目		第一連絡先	第二連絡先
奥出雲町	連絡責任者氏名		
	所属・職名		
	平時	電話番号	
		FAX 番号	
		メールアドレス	
	び休日 時間外及	電話番号	
		FAX 番号	
		メールアドレス	

※ 休日：

受付時間：

項目		第一連絡先	第二連絡先
奥出雲町ドローン協会	連絡責任者氏名		
	所属・職名		
	平時	電話番号	
		FAX 番号	
		メールアドレス	
	び休日 時間外及	電話番号	
		FAX 番号	
		メールアドレス	

※ 休日：

受付時間：

●保有する無人航空機に係る事項

番号	無人航空機の名称	保有台数	基準適合の適否	備考
1				
2				
3				

●無人航空機を飛行させる者（乙及び乙の構成員）に係る事項

番号	氏 名	基準適合の適否	備考
1			
2			
3			

災害時における物資供給に関する協定書

島 根 県 奥 出 雲 町

NPO 法人 コメリ 災害対策センター

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

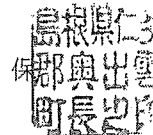
第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年 7月 5日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町長 糸 原



乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO 法人 コメリ災害対策セ
理事長 捧 雄 一



別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時におけるレンタル機材の
提供に関する協定書

奥 出 雲 町
株式会社ナガワ

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

奥出雲町（以下「甲」という。）と株式会社ナガワ（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、奥出雲町内において地震、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における町民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第3条 災害時において機材を必要とするときは、甲は、乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

（機材の品目）

第4条 甲が乙に提供要請する品目は、発電機、バックホー、水中ポンプ、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。ただし、県がブレハブ建築協会から斡旋を受けた会員へ発注する応急仮設住宅を除く。

2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、第3条の規程により甲から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第7条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(善管義務)

第8条 機材の所有権は乙に帰属するものとし、甲は善良な管理者の注意をもって機材を使用・管理しなければならない。

2 賃貸借の期間中、賃貸借終了後乙に返還されるまでの期間、機材の破損及び毀損・滅失についての責は甲に帰属するものとし、修理及び補償ならびに損失の補てんに関する費用はすべて甲の負担とする。

(善管義務追加条項)

第9条 前条の善管義務は、天災(地震・噴火・津波等)及び戦争・暴動を起因とする場合も同様とし、乙は甲の責に帰することができない破損及び毀損・滅失に関しても、修理及び補償ならびに損失の補てんに関する費用を甲へ請求できることとし、甲はその支払義務を負うこととする。

(協定に定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両名記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年7月7日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成 358-1

奥出雲町長

糸原保



乙 東京都千代田区丸の内1-4-1

株式会社ナガワ

代表取締役社長

新村亮



災害時における資機材のレンタルに関する協定書

奥 出 雲 町
株式会社アクティオ

災害時における資機材のレンタルに関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、奥出雲町内において災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律 223 号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第 1 条 本協定は、甲が災害時における応急対策及び復旧業務等を、乙が保有し又は調達する資機材のレンタルにより迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（レンタルの要請）

第 2 条 甲は、災害時において、資機材のレンタルを必要とするときは、乙が保有し又は調達可能な資機材を確認の上、災害対応への優先的なレンタルを要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材の優先的なレンタルに協力する。

（要請手続）

第 3 条 第 2 条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第 4 条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲の指定する者が行うものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第 5 条 乙が甲にレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の支払）

第 6 条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があつたときは、請求書の受理から30日以内に費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第8条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、別紙連絡体制表を作成し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、本協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

令和5年 8月 3日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成 358-1

奥出雲町長

糸原 保

乙 広島県広島市南区京橋町 1-23
大樹生命広島駅前ビル 6F

株式会社アクティオ 中国支店
支店長

小 櫻 勝 彦

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

奥 出 雲 町
島根県石油協同組合雲南支部
仁多分会・横田分会

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）と島根県石油協同組合仁多分会及び横田分会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、雪害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、甲が必要とする石油類燃料を乙が優先的かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

（供給の協力要請）

第1条 甲は、災害時等において、次の各号に掲げる町民の安全を確保するために特に重要な施設等のうち、甲が指定するものに対する石油類燃料の供給について、乙に協力を要請することができる。

- 一 町内に設置された避難所
- 二 災害応急対策、ライフラインの維持に重要な施設・車両（緊急通行車両及び借り上げ車両を含む）等
- 三 医療・福祉関係施設のうち特に緊急度の高いもの
- 四 その他、町民の安全を確保するために特に重要な施設等で甲が指定するもの

2 前項の要請は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（燃料の種類）

第2条 甲が乙に供給を要請することができる石油類燃料は、ガソリン、軽油、灯油、A重油等とする。

2 その他緊急に必要なものについても、乙は支障のない範囲で優先供給に努めるものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、石油類燃料の供給について可能な限り協力するものとする。なお、燃料不足の状況等により、要請どおりの供給が実施できないときは、甲は必要な調整を行うものとする。

（運搬）

第4条 甲は、石油類燃料の供給にあたって、乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

2 乙は、甲の要請により協力したときは、甲に対し、速やかに実施した内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 本協定に基づき供給された石油類燃料の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時等直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

(補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び石油類燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。また、災害時等には燃料の運搬を安全かつ円滑に行うため、道路交通、その他災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(適用)

第8条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月7日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町長

糸原



乙 島根県仁多郡奥出雲町郡636番地3

島根県石油協同組合雲南支部

仁多分会

代表

鳥谷幹雄



島根県仁多郡奥出雲町下横田242番地9

島根県石油協同組合雲南支部

横田分会

代表

細木



様式第1号

令和 年 月 日

要 請 書

島根県石油協同組合雲南支部

分会 様

奥出雲町長 糸 原 保

令和5年8月7日付で締結しました「災害時における石油類燃料の供給に関する協定書」
第1条に基づき、下記のとおり優先的な供給について協力を要請します。

記

区分	数量	供給場所	備考
ガソリン			
軽 油			
灯 油			
A重油			

災害時等における無人航空機による災害対策活動に関する協定

島根県奥出雲町

有限会社 ヒラオカ
(島根ドローンサービスセンター)

災害時等における無人航空機による災害対策活動に関する協定

奥出雲町（以下「甲」という。）と有限会社ヒラオカ（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機による災害対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奥出雲町内において自然災害や大規模事故等の他、町民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を活用して行う応援活動を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（応援活動の内容）

第2条 応援活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 情報収集の支援
- (2) 被災者の搜索、救助等の支援
- (3) 災害地図作成等の支援
- (4) 行方不明者の搜索（水中搜索含む）
- (5) 各種物資の輸送
- (6) その他甲が必要と認める業務の支援

（応援活動の要請手続）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し応援を要請し、乙は、可能な範囲で応援要請に応じるものとする。

2 甲の前項の要請は、応援活動要請書（様式第1号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、前項の要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、支援の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（応援活動の現場協議）

第4条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、応援活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、その要請を受けて応援活動する乙の構成員に対し、当該活動の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

(活動報告等)

第6条 乙は、災害時等における応援活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した内容等を甲に報告するものとする。

2 災害時等における乙の応援活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

(著作権の譲渡)

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

(費用の負担)

第8条 乙がこの協定に基づき、甲からの支援活動に要した経費は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(応援業務の責任負担)

第9条 応援業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の責任において誠実に処理しなければならない。

(平常時の準備)

第10条 乙が支援活動を円滑に行うための平常時行う準備の内容は、次のとおりとする。

(1) 乙は連絡責任者等名簿（様式第2号）を、変更がある場合甲へ提出すること。

(2) 乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。

(3) 災害時等に使用する無人航空機の準備及び習熟に努めること。

(訓練の参加)

第11条 乙は、この協定による支援活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練に必要に応じて参加するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲乙両者は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構

成員でなくなった後も、同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間を更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和 6年 6月 13日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町

奥出雲町長 糸 原 保

乙 島根県出雲市稗原町4580番地1

有限会社 ヒラオカ

代表取締役 平 岡 官 一

様式第1号（第3条関係）

応援活動要請書

年 月 日

様

災害時等における無人航空機による災害対策活動に関する協定第3条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1. 活動日時

年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

2. 活動場所

3. 活動内容

4. 要請理由

5. その他事項

連絡先 奥出雲町総務課防災管理係

0854-54-2505

様式第2号（第10条）関係

連絡責任者等名簿

年 月 日 現在

項目		第一連絡先	第二連絡先
奥出雲町	連絡責任者氏名		
	所属・職名		
	平時	電話番号	
		FAX 番号	
		メールアドレス	
	時間外及び休日	電話番号	
		FAX 番号	
		メールアドレス	

項目		第一連絡先	第二連絡先
有限会社ヒラオカ	連絡責任者氏名		
	所属・職名		
	平時	電話番号	
		FAX 番号	
		メールアドレス	
	時間外及び休日	電話番号	
		FAX 番号	
		メールアドレス	

●保有する無人航空機に係る事項

番号	無人航空機の名称	保有台数	基準適合の適否	備考
1				
2				
3				

●無人航空機を飛行させる者（乙及び乙の構成員）に係る事項

番号	氏 名	基準適合の適否	備考
1			
2			
3			

奥出雲町・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定

奥出雲町（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

- 第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。
- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

- 第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。
- 一 甲の事務局 奥出雲町 水道課
 - 二 乙の事務局 中国・四国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和7年9月30日までとする。

(現況届の提出)

- 第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。
- 2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。
 - 3 前二項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

- 第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和6年10月1日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1
奥出雲町
代表者 町長 糸原 保

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
代表者 理事長 黒田 憲司

別記

協定下水道施設

1. 終末処理場
 - (1) 三成浄化センター
 - (2) 横田浄化センター

災害時における施設使用等の協力に
関する協定書

奥出雲町

株式会社イワクラ

災害時における施設使用等の協力に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）、株式会社イワクラ 代表取締役社長 山口聖次（以下「乙」という。）とは、災害時における施設使用等の協力に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奥出雲町に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生のおそれが生じる場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請のより乙が第2条に定める乙の施設（以下「乙の施設」という。）提供の協力に係る事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙の施設は、次の通りとする。

- (1) 施設名 株式会社 イワクラ 施設及び駐車場
- (2) 所在地 島根県仁多郡奥出雲町横田 1475 番地 13

2 甲は、次の各号について乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- (1) 甲の指定する指定避難所への避難が災害状況等により困難な場合、住民等の安全確保のため、乙の施設及び駐車場を一時避難場所として利用することを協力要請することができる
- (2) 避難してきた避難者に対し、乙の施設の設備が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時における避難者の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、乙に対して前条の協力要請するときは、原則として文書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。

（進捗状況の報告）

第5条 乙は、協力に当たり、適宜その進捗状況について甲に報告するものとする。

（施設の管理及び費用負担）

第6条 災害時において乙の施設の使用料は無料とする。

- 2 災害時等において使用する乙の所有施設の管理は、乙の責任において行うものとする。なお、管理運営に関する費用が発生した場合は、甲乙協議のうえ甲が負担する。
- 3 乙は、協力要請があった場合には、施設管理運営等について、甲に協力するものとする。

（使用期間）

第7条 甲が、乙の所有施設を使用する期間は、災害発生日から5日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合、甲は乙の承諾を得たうえで、必要最低限の期間を延長することができる。

- 2 甲は、乙の所有施設の使用について早期に終了するよう努めるものとする。

の終了)

甲は、乙所有施設の使用を終了する際、文書(様式第2号)で通知するとともに、その施設現状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

の提供)

災害時の食料、飲料及び避難所用ベッド、毛布等については甲が提供するものとする。

責任者)

条 甲乙は、この協定に関する連絡責任者(様式第3号)を選定し、相互に通知するものとする。

期間)

条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了日の30日前までに甲、ら申し出がない場合は、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通するものとする。

令和 7年 4月23日

甲 住 所 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町

奥出雲町長

糸 原



乙 住 所 島根県仁多郡奥出雲町横田1475番地13

株式会社 イワクラ

代表取締役社長

山 口 聖



様式第1号（第3条関係）

協力要請書

年 月 日

株式会社 イワクラ 様

災害時における施設使用等の協力に関する協定第3条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1. 日 時

年 月 日（ ） 時 分から

2. 場 所

株式会社 イワクラ 施設及び駐車場

3. 要請内容

4. 要請理由

5. その他事項

連絡先 奥出雲町総務課防災管理係
0854-54-2505

施設使用終了書

年 月 日

株式会社 イワクラ 様

災害時における施設使用等の協力に関する協定第8条の規定により、下記のとおり終了します。

記

1. 終了日時

年 月 日（ ） 時 分まで

2. 場 所

株式会社 イワクラ 施設及び駐車場

3. その他事項（施設等の破損の有無）

連絡先 奥出雲町総務課防災管理係
0854-54-2505

様式第3号（第10条関係）

連絡責任者

年 月 日現在

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者	山口 聖次	森長 正和
電話番号（平時）	0254-52-0100	0254-52-0100
電話番号（時間外及び休日）	090-5268-3599	090-4809-6827
FAX番号	0854-52-2419	0854-52-2419
メールアドレス	surf1963@mx.miracle.ne.jp	ikqamm@mx.miracle.ne.jp

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者	渡部 洋一	藤原 悠斗
電話番号（平時）	0854-54-2505	0854-54-2505
電話番号（時間外 及び休日）	090-2296-1289	070-3928-4704
FAX番号	0854-54-1229	0854-54-1229
メールアドレス	bousai@town.okuizumo.shimane.jp	bousai@town.okuizumo.shimane.jp

